

# 島田市まちづくり自治基本条例（案）

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくりの基本理念（第3条・第4条）
- 第3章 市民等の権利及び役割（第5条・第6条）
- 第4章 議会及び議員の役割（第7条）
- 第5章 市長等の役割（第8条・第9条）
- 第6章 情報の公開（第10条—第12条）
- 第7章 市民参画（第13条—第15条）
- 第8章 公益的活動等（第16条—第18条）
- 第9章 市政運営（第19条—第26条）
- 第10章 協働のまちづくりの推進体制（第27条—第32条）

### 附則

島田市は、南アルプスを源とする大井川が流れ、江戸時代には東海道の宿場町として、近代以降は木都、そして全国有数の一大茶産地として、天与である大井川からの恵みを受け発展してきました。明治9年に日本で初めて女性が選挙権を行使した歴史をもち、戦後は他の自治体に先駆けて国外都市との交流を開始し、新しい文化を吸収し、まちづくりに生かしてきました。

今、地方分権の進展や少子高齢化・人口減少社会の到来などにより、これまでの成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度からの転換が求められる中、私たちは、この歴史あるまちをさらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人一人が地域、性別、世代等を超えて協力していくことが必要であり、市民等・議会・市長等がそれぞれの役割を担い、自助・共助・公助の精神に基づき、発展的な解決策を模索し、話し合う時間を刻んでいくことが大切となります。

私たちは、誰もが誇りに思える魅力ある島田市を目指し、自らが考え、協力して行動していく協働のまちづくりを実現するため、島田市まちづくり自治基本条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、島田市におけるまちづくりの基本理念を定めるとともに、市民等の権利及び役割並びに議会及び市長等の役割を明確にすることにより、協働のまちづくりを実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者及び市内に事務所又は事業所を有し事業を行う法人その他の団体並びに本市のまちづくりに参加する個人及び法

人その他の団体をいう。

- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）及び病院事業の管理者をいう。
- (4) 協働 市民等、議会及び市長等が自らの特性及び役割を自覚するとともに、それぞれの立場を尊重しながら公共的な課題の解決に向け協力して取り組むことをいう。
- (5) まちづくり 安全及び安心の確保、生活環境の整備、地域福祉の推進その他の誰もが住みよい島田市の実現を目指して行われる活動をいう。

## 第2章 まちづくりの基本理念

（まちづくりの基本理念）

第3条 本市におけるまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民等の誰もが主体的に参加できるものであること。
- (2) 公益性を重視し、協働して行うものであること。
- (3) 相互に人格と個性を尊重し合うものであること。

（まちづくりの原則）

第4条 市民等、議会及び市長等が行うまちづくりの原則は、次のとおりとする。

- (1) 互いに信頼し合い、及び補い合うこと。
- (2) 積極的に情報を発信し、及び共有すること。
- (3) 将来の展望を共有すること。
- (4) 課題を解決するに当たっては、対話により発展的な解決策を模索し、合意形成に努めること。

## 第3章 市民等の権利及び役割

（市民等の権利）

第5条 市民等は、性別、年齢等にかかわらず、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民等は、議会及び市長等の保有する公文書の開示を請求する権利を有する。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、自らまちづくりについて考えるため、次に掲げる事項を積極的に行うよう努めるものとする。

- (1) まちづくりに関心を持ち、市政に関する情報を入手すること。
- (2) まちづくりに関する知識及び能力の習得を図ること。
- (3) 相互に交流し、意見及び知識を交換すること。
- (4) まちづくりの担い手となる人材を育成すること。

2 市民は、選挙権等の権利を適切に行使するよう努めるものとする。

3 市民等は、協働のまちづくりを推進するための役割を担うものとする。

## 第4章 議会及び議員の役割

第7条 議会は、本市の議事機関としての役割を果たすものとする。

2 議会は、議会活動について積極的に市民等に発信し、及び意見を交換する機会を

設け、その意見を議会活動に反映させるものとする。

3 議会の議員（以下「議員」という。）は、市民等の意見を的確に把握し、これを市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

## 第5章 市長等の役割

### （市長等の役割）

第8条 市長は、市政の現状及び将来像を分かりやすく市民等に示さなければならない。

2 市長等は、まちづくりに関する多様な意見を公平かつ誠実に聴き、その意見を政策に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、多様な機会を設けることにより、市民等がまちづくりに参加しやすくなるよう配慮するものとする。

4 市長等は、まちづくりを推進するための専門的な知識及び能力を有する職員の育成に努めなければならない。

### （職員の責務）

第9条 市の職員は、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

## 第6章 情報の公開

### （情報の提供）

第10条 議会及び市長等は、開かれた市政を一層推進するため、市民等に積極的に市政に関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 議会及び市長等は、情報の提供に当たっては、より多くの市民等が情報を入手しやすいように多様な手段を講ずるよう努めるものとする。

### （会議の公開等）

第11条 議会及び市長等は、会議の公開及び会議録の公表に努めるものとする。

### （個人情報の保護）

第12条 議会及び市長等は、個人の権利利益の侵害の防止を図るため、個人に関する情報を適切に取り扱わなければならない。

## 第7章 市民参画

### （市民参画）

第13条 市長等は、市政に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、その検討段階から主体的に市民等が参加できるよう努めるものとする。

### （人材育成）

第14条 市長等は、市民等がまちづくりに関する知識及び能力を習得するための機会の提供に努めるものとする。

### （住民投票）

第15条 市長は、市政に関し特に重要と認める事項について、直接、市民の意思を確認するため、条例で定めるところにより住民投票を実施することができる。

2 本市の議員及び長の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定により住民投票を実施するための条例の制定を請求することができる。

3 議員は、住民投票の実施について発議することができる。

- 4 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。
- 5 住民投票の実施に関する手続、投票の資格その他必要な事項は、その都度条例で定める。

## 第8章 公益的活動等

### (公益的活動)

第16条 市民等は、自治会活動、ボランティア活動等の公益的な活動に参加するよう努めるものとする。

- 2 市長等は、市民等が行う前項の公益的な活動を支援するものとする。

### (生命及び財産を守るまちづくり)

第17条 市長等は、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、市民等及び関係機関と連携し、総合的かつ機能的な危機管理体制を整備するものとする。

- 2 市長等は、災害等が発生した時又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに状況を把握し、対策を講ずるものとする。

- 3 市民等は、日頃から災害等に備え、災害等が発生した時又は発生するおそれがあると認めるときは、自主的に避難等を行うとともに、互いに協力して避難所の運営その他の自主防災組織の活動を行うものとする。

### (多様性を認めるまちづくり)

第18条 市民等は、まちづくりに当たっては、多様な価値観、生活様式等を理解するよう努めるものとする。

- 2 市長等は、価値観、生活様式等の多様性に配慮したまちづくりを推進するものとする。

## 第9章 市政運営

### (総合計画)

第19条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、総合的な指針となる計画を策定するものとする。

### (内部組織の編成)

第20条 市長等は、内部組織の編成に当たっては、社会情勢の変化に適切に対応できるものとなるよう配慮しなければならない。

- 2 市長等は、内部組織の編成に当たっては、組織の事務分掌が市民等に理解しやすいものとなるよう努めるものとする。

### (財政運営)

第21条 市長は、将来にわたり安定的に市政運営を行うため、財源の確保及びその効率的かつ効果的な活用により、財政の健全性の確保に努めるものとする。

### (行政評価)

第22条 市長等は、市政運営の成果、達成度等を評価し、その結果を分かりやすく市民等に公表するものとする。

- 2 市長等は、前項の規定による評価の結果を市政運営に適切に反映させるものとする。

### (行政手続)

第23条 市長等は処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性

の向上を図るものとする。

(職員による通報)

第24条 市長等は、市政運営の適法かつ公正な運営を確保するため、違法又は不当な行為について市の職員からの通報を受ける体制を整備するとともに、通報をした者がこれにより不利益を受けないよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市長等は、前項の通報を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(外部機関等との連携)

第25条 市長等は、国、他の地方公共団体、事業者、教育機関、学識経験者等と必要な連携を図り、まちづくりに係る課題の解決に努めるものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第26条 市長等は、市民等の意見を広く聴くため、附属機関等の委員の選任に当たっては、委員を公募するよう努めるものとする。

## 第10章 協働のまちづくりの推進体制

(協働のまちづくりの推進)

第27条 市長等は、市民等に対し、この条例に規定するまちづくりの基本理念並びに市民等、議会及び市長等のそれぞれの役割について理解を深めるための啓発に努めるものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりに主体的に取り組む市民等に対し、適切な支援を行うものとする。

(設置)

第28条 協働のまちづくりを推進するため、島田市協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第29条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 協働のまちづくりの推進に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項

(組織)

第30条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募に応じた者のうち、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第31条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(条例の見直し)

第32条 市長は、市民等の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例を見直す必要があると認めるときは、審議会に諮問しなければならない。ただし、法令又は条例の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理については、この限りでない。

附 則

この条例は、 ●年●月●日から施行する。